**理事の役割について（本編）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人研修会資料

**１　理事制度の概要等**

**（１）理事制度の概要**

　理事は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の業務執行等を決定する権限を有する重要な機関である「理事会」の構成員である。

　法人においては、公益性を担保し少数の理事による専断的な法人経営を防ぐため、理事を６人以上置くこととされている。なお、上限数については法令上の規定はなく、理事の定数については、各法人がそれぞれ定款において定めている。

　法人の業務執行等の決定は、定款に別段の定めがないときは、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決することとされている。この場合の「法人の業務」とは、法人の内部事務と対外的な事務を合わせて呼ぶものと解されている。

　理事長は、法人の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有しており、法人の外部に対する意思表示等の行為をなし、又は外部から法人に対してなされる意思表示等を受けることができることとされている。

**（２）理事の選任**

　理事については、評議員会の決議により選任される。

また、勤務形態についても法令上の定めはなく、非常勤の理事も多い。

なお、理事については特殊関係者の制限が設けられており、各役員（理事及び監事）について、その配偶者又は三親等以内の親族、その他省令で定める理事と特殊の関係がある者が３人を超えて含まれることになってはならないこととされている。また、当該理事を含め、特殊関係のある者が理事総数の3分の1を超えることはできない。

**（３）理事長**

　理事のうちから、理事長を理事会において一人選定することとされている。

理事長は、

・法人の業務に関する一切の裁判上または裁判外の行為をすること

・法人のため忠実にその職務を行うこと

・法人の業務を執行すること

・自己の職務内容を理事会に報告すること

・評議員会を招集すること（定款または理事会で定めた場合）

**（４）業務執行理事**

・法人の業務を執行すること(理事長と業務を分担)

・自己の職務内容を理事会に報告すること

**（５）理事会**

　理事会に関しては、以下の職務が社会福祉法に規定されている。

　・法人の業務執行の決定

　・理事の職務執行の監督

　・理事長の選定および解職

**２　理事機能の強化に当たっての基本的考え方**

少子・高齢化、福祉人材の不足など昨今の法人経営をめぐる厳しい社会・経済の情勢に的確に対応しつつ、安定した法人経営を行っていくためには、法人の管理経営機能の一層の充実を図ることが必要であり、そのためには法人の業務についての決定権限を有する理事の機能の強化が不可欠である。

理事機能の強化のためには、法人の経営に関する権限と責任の所在を明確にし、各理事が法人の経営に対し積極的に参画することが必要である。

また、法人としての意思決定がより機動的に行えるようにするとともに、当該意思決定において、理事長が専断的にならないようにすることが必要である。

**３　具体的方策**

○理事会は、法人の業務執行に関する執行機関としておかれ、評議員会は、法人経営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督機関として位置づけられており、それぞれの役割を整理しておくこと。

○法人の経営に多様な意見を採り入れる観点から、できれば、理事に外部の人材（現に当該法人の職員でない者等）が適切に任用されるようにしておくことも必要。

○理事会における検討の充実に資するよう、法人において、理事長や業務執行理事以外の非常勤の理事に対し定期的に法人の経営状況に関する情報を提供することや理事会に必ず出席できるように事前の日程調整の配慮が必要である。

**（１）理事会の役割の明確化**

　理事会は、法人の業務執行に関する機関として明確に位置づけられ、また、評議員会が法人経営の基本ルールや体制の決定と事後的な監督機関として位置づけられていることをきちんと意識し、それぞれの役割をきちんと把握しておくことが重要である。これにより、各理事は法人の業務の執行機関としての位置付けが明確になる。

一方、機動的な法人の経営を行うためには、速やかに意思決定が行えることが重要であり、法人の業務のすべてを理事会において決定しなければならないとすることは現実的ではない。最低限理事会として決定しなければならない事項とそれ以外の事項を整理し、明確にすることが必要である。

具体的には，理事会が決定できる事項と，評議員会でなければ決定できない事項（1.役員等の選任解任，2役員等の報酬額、3.役員等の報酬等の支給基準，4.計算書類および財産目録、5.定款の変更，6.解散・清算・合併，7.社会福祉充実計画，8.その他定款で定めた事項）をきちんと整理し、理事に委任することができない事項を除いて、理事長及び業務執行理事への委任又は専決事項を決定し、法人経営を行うことが重要である。

また、定款の細則として何を定めるかは法人の判断によるが、一般的には、法人を経営するために通常必要な各種運営規程、法令等により定めるべき就業規則、経理規程、各施設等の規約などが考えられる。あらかじめすべてのことを想定して規程等として定めておくことは不可能であり、そのようなことが発生した場合には理事長において理事会決定に係らしめるか否か適切な判断がなされるべきと考える。

なお、理事会による機動的な経営を図りつつも、経営の適正性・公益性をより高めるためには、併せて監事及び評議員会によるチェック機能を高めることが重要である。

**（２）理事の権限の明確化**

　業務執行理事を置く場合は、理事長と適切な業務分担を行うこととなるが、これらの者に法人の業務執行の決定をすべて任せるのではなく、すべての理事が法人の経営全体に目を配り、理事会における議決権の行使を通じ、法人としての意思決定に積極的に参画していくことが必要である。

また、法人によっては小規模である等の理由で理事長にすべてお任せする意識を持つことは排除すべきであり、各理事は責任を持って法人の運営に参画することが必要である。

**（３）理事会の一層の活性化**

　法人の理事は、全員が積極的に法人経営に参画することが必要であり、ほとんどの理事は責任感を持って参画していると考えられる。一方，実態としては非常勤の理事長の存在や理事の多くは非常勤であることから、この場合には、法人の経営の実態について十分に把握することが困難な場合も想定される。また、例外的ではあろうが、ほとんど理事会に出席しない理事も見受けられるところである。

　今後は、少なくとも理事長については、法人から日常的業務決定の委任を受けることを鑑みると、責任に見合った勤務形態を取り対内的にも対外的にも責任を果たしていくことが重要と考える。このため理事長については原則常勤とするとともに、その職務に専念するためほかの法人の理事長等との兼職は避けることとすることが望ましいと考える。しかしながら、様々な事情により、理事長の常勤化、専任化が困難な場合も考えられることから、そのような場合には，少なくとも各法人において、業務を執行する理事等法人の業務を担当する者を置くようにすることが必要である。

また、非常勤理事については、理事会における議論に、法人の現状を十分に把握した上で参画し適切な意見を述べることができるよう、各法人において法人の経営状況に関する情報について、法人の規模や特色等に応じてそれぞれに工夫しつつ定期的に非常勤理事に伝えるようにすることが必要である。特に、理事会の開催前には，各理事に対し議案に関する十分な説明資料を事前に送付するとともに、すべての理事が理事会に出席できるよう日程の調整を図ることが求められる。